

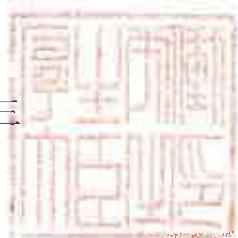
厚生労働省発職0227第1号

令和6年2月27日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見 敬三



別紙「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」及び「厚生労働大臣が定める教育訓練の基準等の一部を改正する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正

一 雇用保険法施行規則第二百二十五条第五項の人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）について、令和六年度より障害者能力開発助成金として支給するものとすること。

二 一の障害者能力開発助成金は、次のいずれにも該当するものに対して支給するものとすること。

1 障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項第七号イからニまでに掲げるもの（事業主の団体にあつては、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのないものを除く。2において「事業主等」という。）であつて、障害者（障害者のうち、長期間の教育訓練が必要であると公共職業安定所長が認める求職者である者に限る。）の職業に必要な能力を開発し、及び向上させるための同号の厚生労働大臣が定める基準に適合する教育訓練（2において「障害者能力開発訓練」という。）の事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービスのうち、同条第十三項に規定する就労移行支援若しくは同条第十四項に規定する就労継続支援の事業又は職業能力開発促進法第十五条の七第三項の規定に基づき国又は都道府県が公共職業能力

開発施設を設置して行う職業訓練とみなして当該公共職業能力開発施設以外の施設により行われる教育訓練の事業のうち、その事業に要する費用が国の負担によるものを除く。2において同じ。）に関する計画を、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に提出し、認定を受けたもの

2 次のいずれかに該当する事業主等

- (一) 障害者能力開発訓練の事業を行うための施設又は設備の設置又は整備を行う事業主等
- (二) 障害者能力開発訓練の事業を行うための施設又は設備の更新を行う事業主等
- (三) 障害者能力開発訓練の事業を行う事業主等

三 その他所要の改正を行うこと。

第二 施行期日等

- 一 この省令は、令和六年四月一日から施行すること。ただし、第一の三の一部又は一については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日又は令和七年四月一日から施行すること。
- 二 関係法令について所要の改正を行うこと。

厚生労働大臣が定める教育訓練の基準等の一部を改正する告示案要綱

第一 厚生労働大臣が定める教育訓練の基準の一部改正

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うこと。

第二 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十三条の二第二項に基づき厚生労働大臣が定める障

害者能力開発助成金の額等の一部改正

一 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第二十三条の二第一項に規定する障害者能力開発助成金の額は、次の1から3までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該1から3までに定める額とすること。

- 1 施行規則第二十三条の二第一項第二号イに該当する事業主等に対して支給する助成金 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）が別に定める基準に従つて算定した同項第一号に規定する障害者能力開発訓練（以下単に「障害者能力開発訓練」という。）の事業を行うための施設又は設備の設置又は整備に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額（その額が五千万円

を超えるときは、五千万円）

- 2 施行規則第二十三条の二第一項第二号ロに該当する事業主等に対して支給する助成金 機構が別に定める基準に従つて算定した障害者能力開発訓練の事業を行うための施設又は設備の更新に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額（その額が一千万円を超えるときは、一千万円）

- 3 施行規則第二十三条の二第一項第二号ハに該当する事業主等に対して支給する助成金 次に掲げる額の合計額

(一) 機構が別に定める基準に従つて算定した障害者能力開発訓練の事業の運営に要する費用の額を当該障害者能力開発訓練を受講した障害者（施行規則第二十三条の二第一項第一号に規定する障害者をいう。以下この(一)において同じ。）の総数で除して得た額（(二)において「一人当たり運営費用額」という。）に四分の三を乗じて得た額（その額が一月につき十六万円を超えるときは、十六万円）に当該障害者能力開発訓練を受講した障害者（重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者及び就職が特に困難であると公共職業安定所長が認める障害者（(二)及び(三)において「重度障害者等」という。）を除く。）の数を乗じて得た額

(二) 一人当たり運営費用額に五分の四を乗じて得た額（その額が一月につき十七万円を超えるときは、十七万円）に当該障害者能力開発訓練を受講する重度障害者等の数を乗じて得た額

(三) 次のいずれにも該当する者の数に十万円を乗じて得た額

イ 重度障害者等であつて、障害者能力開発訓練の受講を修了したもの又は障害者能力開発訓練が終了する日前に就職したこと、就職することが約されたこと若しくは自営業者となつたことを理由として障害者能力開発訓練を受講することを取りやめたもの

ロ 障害者能力開発訓練を修了した日又は障害者能力開発訓練を受講することを取りやめた日の翌日から起算して九十日を経過する日までの間に被保険者（雇用保険法第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者を除く。以下このロにおいて同じ。）となつた者、被保険者として雇用することが約された者又は事業主となつた者

二 その他所要の改正を行うこと。

第三 適用期日等

一 この告示は、令和六年四月一日から適用すること。

二 関係法令について所要の改正を行うこと。